



資材の高騰に対応した単品スライドの運用

平成20年7月7日

中国地方整備局

企画部 技術管理課



1. 資材価格動向

アメリカにおける石油不足や中国における石油及び原材料の需要増大等が要因で、近年、石油や鋼材など、建設工事で使用している主要な建設資材の価格が大幅な変動している。
 このような価格の大幅な変動は、工事の請負代金額に大きな影響を与えるおそれがあり、また、今後もこのような状況が続くことが想定され、公共事業の円滑な執行や建設業者の健全な経営の維持に支障が生じることが懸念される。
 このことから、工事材料の価格の変動による請負代金額の変更基準を策定したところであり、請負代金額の変更を甲乙協議し価格変動への対応を行うこととする。

資材価格動向

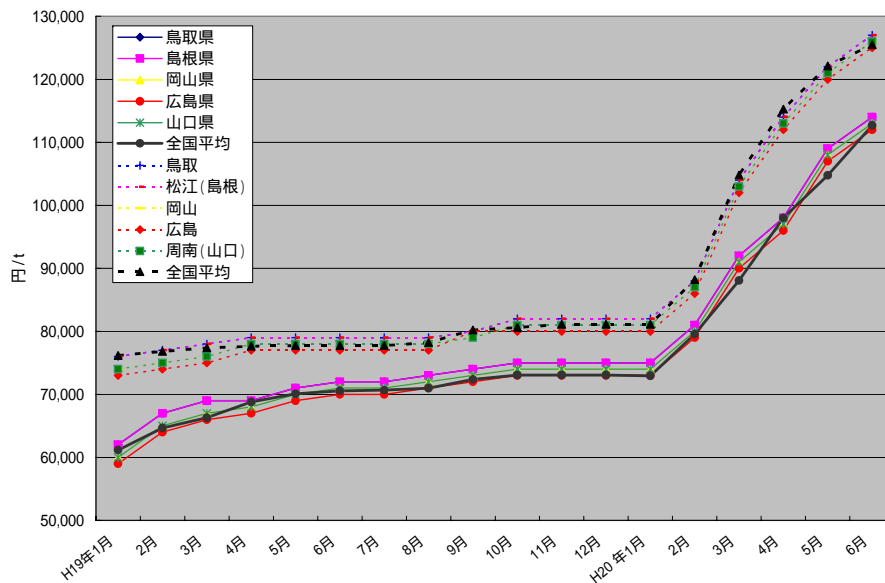
鉄筋 SD345 D19 ・ H型鋼200×100×5.5×8(点線)

価格変動の推移
 H20.2月以降高騰し、6月/1月比は約1.5倍で(鉄筋)約39,000円/ト(H型鋼)約45,000円/ト(高騰。
 双方とも前月比:当り5,000円高騰。
現状
 原材料である鉄屑は好調な海外需要により価格は急騰し、供給量も少ない。
 鋼材価格の高騰をうけ建築工事を中心に着工計画を見直す動きがあり、今後の需要動向は不透明感が強い。
 ただ、メーカー筋では、鉄屑相場急騰と品薄を背景に6月売り出しを更に値上げを表明、年度当初の駆け込み需要で7～8月分までロールが埋まっていると見られ強気の販売姿勢を堅持。
今後の動向
 値上げは売り手ペースで進展しており、価格は当面、高値寄りで見通し。

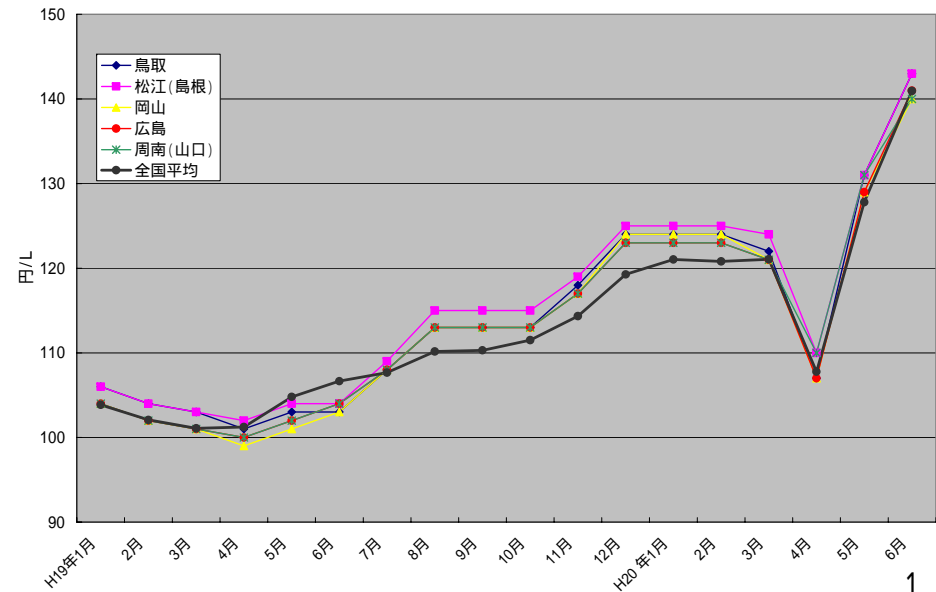
軽油 スタンド店頭渡し

価格変動の推移
 平成19年5・6月から20年2月まで継続的に高騰、4月に下落。5月以降反発しH20.6/H20.3は1.17倍のしあたり20円高騰。
現状
 3月末に租税特別措置法が失効したことから、4月から揮発油税等の諸税が引き下げられ、価格は大幅に下落
 5月から暫定税率の復活、また原油高騰により急反発。
今後の動向
 石油元売り各社の大幅値上げにより店頭価格は続伸。ユーザーの買い控えも見られるが値引き基調にならず、今後、強含みで推移する見通し。

鉄筋 SD345 D19(実線) H鋼(点線)



軽油 1.2号スタンド





1. 「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」(工事請負契約書 第25条)

「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」については、
工事請負契約書の第25条に、請負契約締結後の賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負代金額が不適当になった場合における請負代金額の変更について規定されている。
規定されている内容は、スライド条項、単品スライド条項、インフレ条項。

スライド条項(工事請負契約書の第25条の第1項から4項)

適用条件

長期工事を前提とした比較的緩やかな価格水準一般の変動を対象・ダム、トンネル等のように債務負担行為を用いた1年以上の長期工事を対象

工事着手12ヶ月経過後の残工事分について新年度単価による見直しが行えるとしたもの。

残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること

全体スライド額

スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料等とこれらに伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更について行うもの。

変動額のうち変動前残工事代金額の15/1,000を超える額をスライド額とする。

増額となる場合

$$\cdot \text{スライド額} = (P2 - P1) - P1 \times 15 / 1,000$$

減額となる場合

$$\cdot \text{スライド額} = (P2 - P1) + P1 \times 15 / 1,000$$

P1: 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$P = \text{積算額} \times \text{落札率}$$

単品スライド条項(工事請負契約書の第25条の第5項)

短期、長期を問わず、価格水準一般ではなく、特定の資材単価の急激な変動を対象としたもので、昭和56年3月3日から追加

特別な要因

具体の事情を見極めて判断されるもので一概に定義しがたいが、石油価格の引上げのような輸入価格の変動等であって、建設資材の価格に著しい影響を与え、又は与えるおそれのある要因が該当

発注者及び請負者が共通の認識をもち、その影響の重要性を客観的に認めるようなものが通常請負代金額が「不適当となったと認めるとき」

対象資材の価格変動については、その対象を問わず、変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額を超えたときには請負代金額の変更を行う方法も想定される。

インフレ条項(工事請負契約書の第25条の第6項)

極めて急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な価格水準一般の変動を対象

第一次石油危機当時(昭和48、49年)に、多くの工事で適用



2. 全体スライド(工事請負契約書第25条第1～4項)の概要

全体スライドの適用条件

請負契約締結の日又は直前のスライド日から12月経過していること
[契約書第25条1項]

残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること
[H7.6.30建設省厚契発第27号、運用基準第25関係(1)]

変動額(変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差の絶対値)が変動前残工事代金額の15/1,000を超えること
絶対値としているのは、増額または減額の場合があることから

全体スライド額

スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料等とこれらに伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更について行うもので、歩掛の変更は考慮しない。

変動額のうち変動前残工事代金額の15/1,000を超える額をスライド額とする。

増額となる場合

$$\text{スライド額} = (P2 - P1) - P1 \times 15 / 1,000$$

減額となる場合

$$\text{スライド額} = (P2 - P1) + P1 \times 15 / 1,000$$

P1: 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$P = \text{積算額} \times \text{落札率}$$

基準日の設定

甲又は乙は、請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から12月を経過した工事のうち、スライド変更の必要があると判断される工事について協議開始を申し入れる。 **請求日**

請求日から、14日以内に工事の出来高確認を行う。 **基準日**
[H7.6.30建設省厚契発第27号、運用基準第25関係(2)]

請負契約締結日又は直前のスライド基準日から12月を経過した後、概ね1月以内に基準日が設定されるのが望ましい。

残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認数量総括表に対応して出来高確認を行う。

基準日までに変更契約は行っていないが先行指示されている数量
基準日以降の残工事量についてはスライドの対象

現場搬入材料の取り扱い

認定したものは出来高数量として取り扱う

下記材料等も出来形数量として取り扱うことができる

- ・ 工場製品で、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料
- ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)
- ・ 契約書にて工事材料契約の完了ができ、近隣ストックヤード等で在庫確認が可能な材料

数量総括表で一式明示した仮設工も対象

出来形数量の計上方法

甲側に換算数量がない場合は、乙側の当該工種に対する構成比率により算出することも可能



(5) 全体スライドと単品スライドの概要

価格変動が...

通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見 不可能な価格の変動に対応する 措置	特別な要因により主要な工事材料の 著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象となら ない工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更 の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体ス ライド適用期間における負担はなし)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり (直轄土木工事H18実績7件)	S55に1回 それ以降発動実績なし

3. 単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)の概要

(1) 単品スライド対象工事

平成20年6月13日工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用を発動

条項発動の対象となる工事

6月13日時点で継続中の工事
今後新規発注する工事

【留意事項のポイント】

継続中工事の「既済部分検査 + 支払い」の扱い

既済部分検査時に「条項発動条件」が付与されているか否か？

部分支払いに単品スライド条項を適用する場合は、既済部分検査に合格した旨の通知を行う時にその旨を記載

発動期間

当面の間の暫定的措置であり、恒久的措置ではない。

今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断



(2) 今回の単品スライドの対象資材

対象資材は、「鋼材類」と「燃料油」

鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等
(ただし、非鉄金属は含まない)

燃料油： 軽油、ガソリン、混合油、重油

対象工事費の1%を超える品目が対象

鋼材類、燃料油について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費(最終的な全体工事費)の1%
を超えるものが対象

(「品目類ごと」とは、鋼材類の合計額で1%を超える、燃料油の合計額で1%を超えるということ)

各資材価格の変動による工事価格の上昇への影響が客観的に説明可能なことが必要

個別の資材価格が積算の内訳を構成している要素である場合

上記以外でも、個別の資材価格の変動による工事価格への上昇の影響が

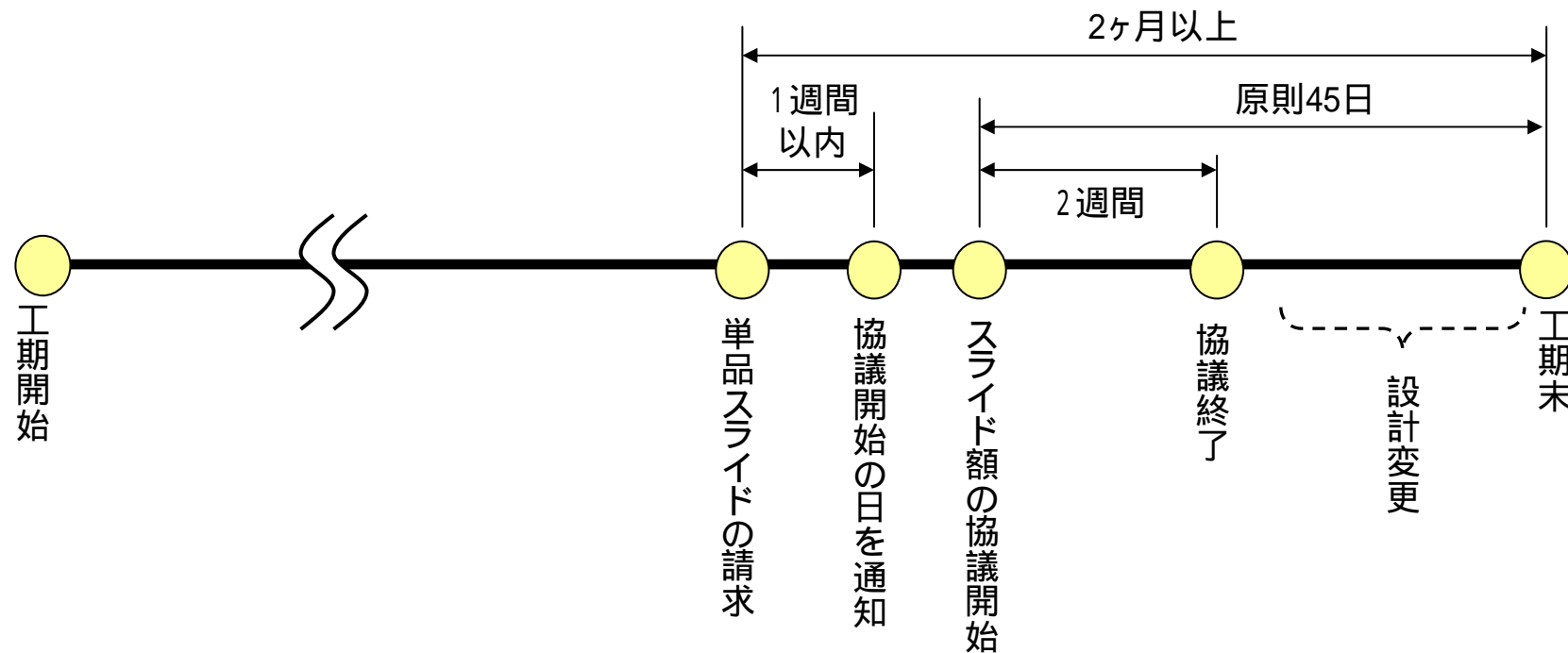
客観的に説明可能な場合 (例: 燃料油が積算内訳の構成要素でない資材運搬費など)

(3) 申請・協議の手続き

単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

但し、工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば7月30日まで請求が可能

部分引き渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。(工期が平成20年9月30日以前の工期は、上記と同様)





(4) スライド額の算定方法

スライド額は、**対象となった鋼材類又は燃料油に該当する対象資材の単価の変化から変動額を算定し、対象となる工事費の1%を超える額。**

但し、実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目毎の変動後の金額は、**実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか安い方とする。**

$$\text{スライド額} = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

$$(M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} (\text{当初の鋼材類又は燃料油の金額})$$

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} (\text{変動後の鋼材類又は燃料油の金額})$$

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$\{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

実勢価格を使用する場合は落札率がかかる

ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、**実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{鋼}}, M_{\text{油}}$ は実際の購入金額とする。**

・実際の購入金額には落札率はかからない
・個別の材料ではなく、品目毎の合計値で実勢価格と購入価格の安い方の金額とする。

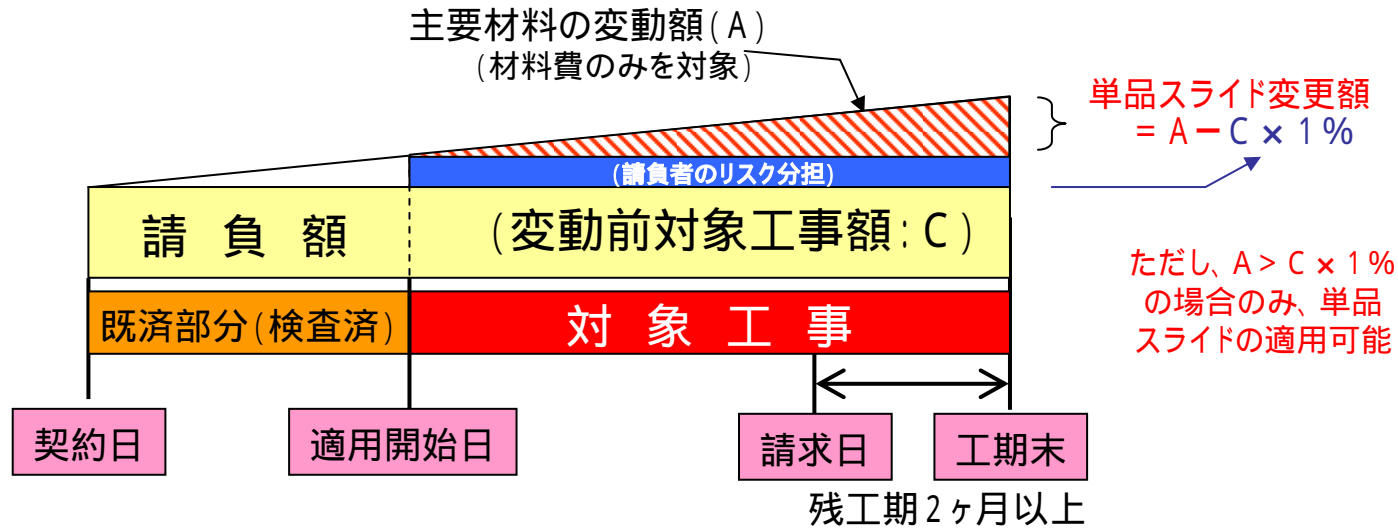
- p : 設計時点における各対象材料の実勢単価
- p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価 (搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値。)
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- P : 対象工事費



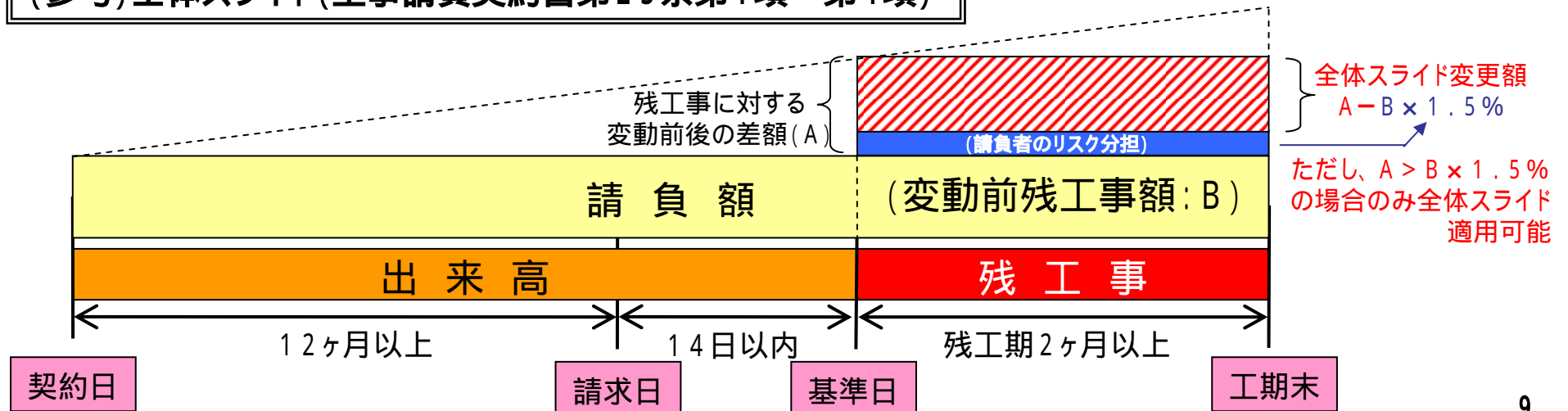
(5) 単品スライドのイメージ

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類、燃料油

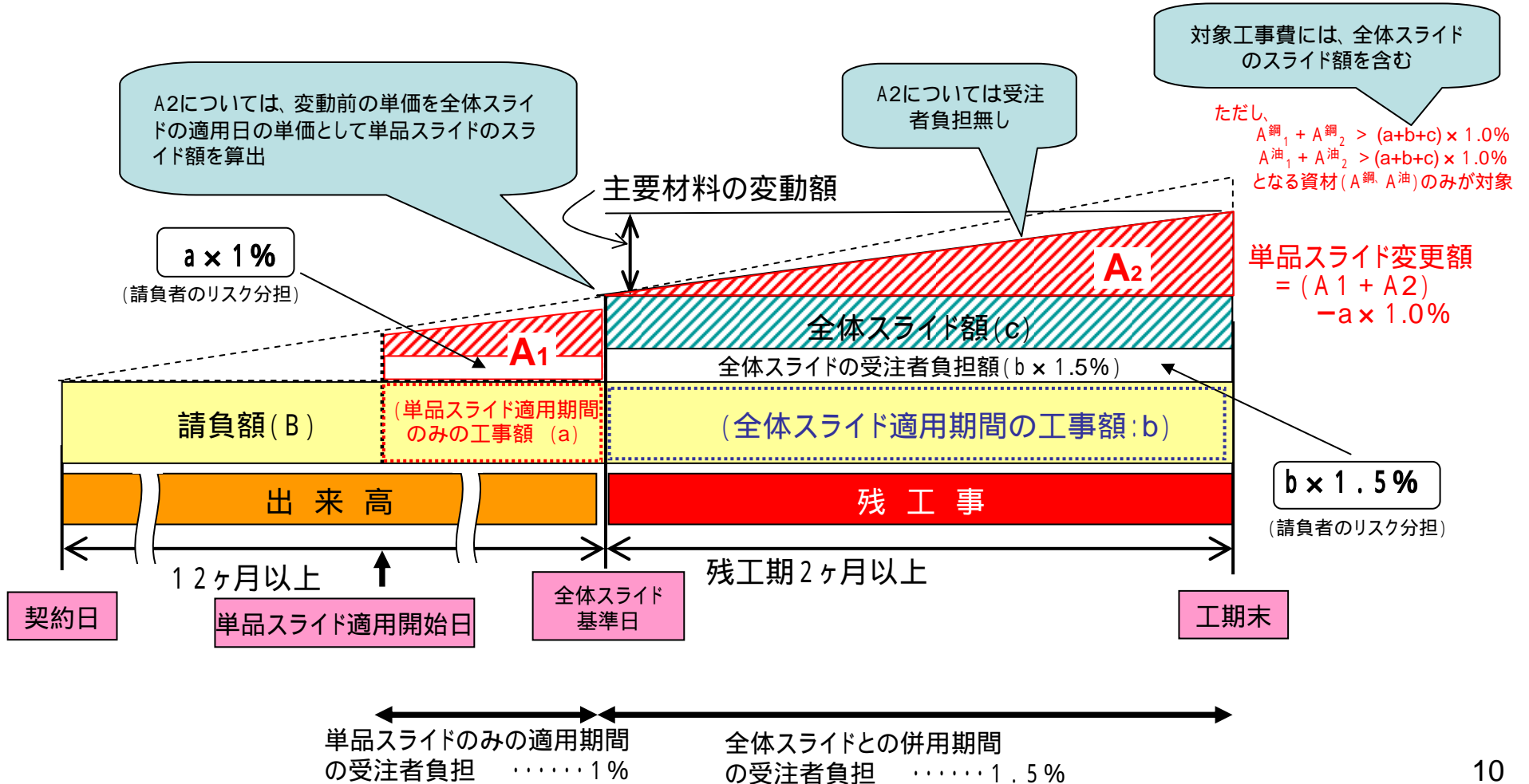


(参考) 全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



全体スライドと単品スライドの併用の場合

- 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
単品スライドの受注者負担はなし
- 単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能



(6) 対象工事費について

「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

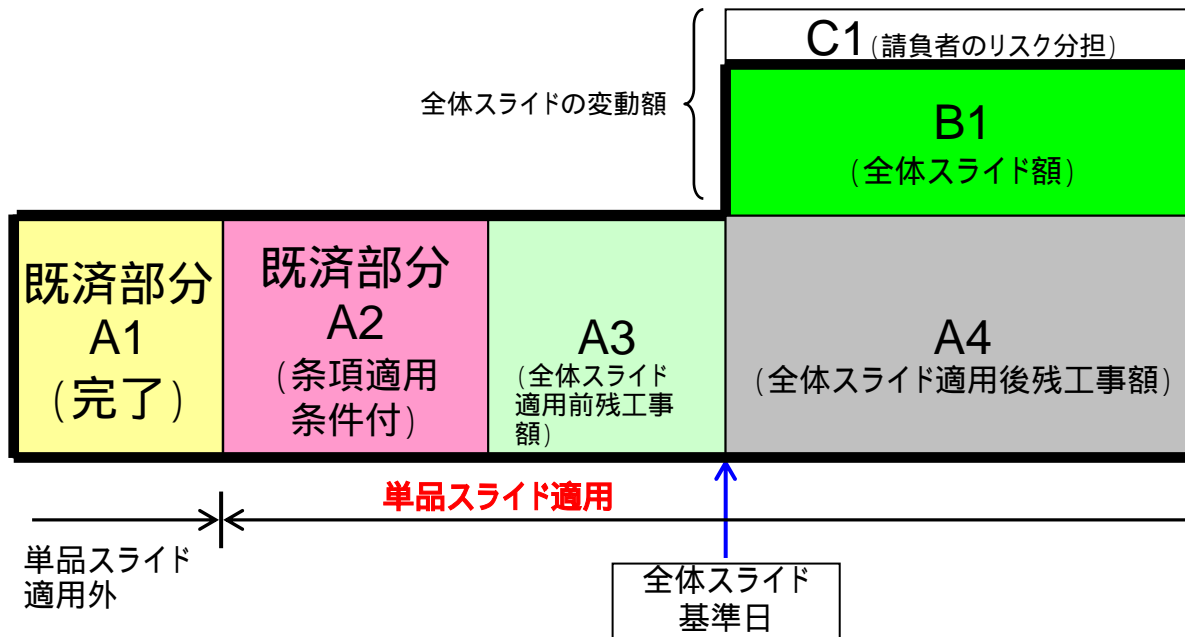
ただし、以下の部分は除かれる。

本条項適用以前に「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分

条項適用条件を付すことなく「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分

対象工事費の概念

(全体スライドを適用した場合の工事例)



請負額: $A1 + A2 + A3 + A4$

全体スライドによる増額分: B1

全体スライドの受注者負担
C1 = 残工事費の1.5%

対象工事費は

$A2 + A3 + A4 + B1$



4. 単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)の適用基準

単品スライド額算定の流れ

対象品目毎に、資材価格変動後の金額及び変動前の金額を計算(請負者の実購入価格も)して変動額を算出
 対象品目毎に、 で求めた変動額がそれぞれ1%を超えているかをチェック
 で1%を超えている品目の合計変動額から、最終請負代金額の1%を減じた額を「スライド額」とする。

1. 単品スライドを適用する主要な工事材料

鋼材類[H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等(非鉄金属は除く)、燃料油(軽油、ガソリン、混合油、重油)の2品目

2. 単品スライドの適用の判断

- (1) 単品スライドの適用の有無は、鋼材類と燃料油の2品目について、品目毎に判断を行う。
- (2) 品目毎の変動額が請負代金額の1/100を超える品目であること
- (3) 残工期が2月以上であること

【変動額の算出方法】

(価格変動後の対象材料の金額 - 価格変動前の対象材料の金額)
 × 落札率 × 消費税

【請負代金額の考え方】

単品スライドのみを実施する工事(部分払、全体スライドはなし)

・ 最終請負代金額

請負代金の部分払をした工事

・ 最終請負代金額 - 出来形部分等に相応する請負代金相当額

出来形部分等

当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に
 搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製
 品に相応する請負代金相当額

今後既済部分検査を行い部分払を行う工事

過去に部分払をした場合

・ 最終請負代金額

- 過去の出来形部分等に相応する請負代金相当額

過去に部分払をしていない場合

・ 最終請負代金額

これらの場合、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知(工事請負契約書第37条第3項)に当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とする旨の記載を行う必要がある。

単品スライドと全体スライドをあわせて行う工事

・ 全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額

最終請負代金額 + 全体スライド額

全体スライド額 = 残工事に対する変動前後の差額

- 変動前残工事額 × 1.5%

変動額の算定

変動額鋼 = M変更鋼 - M当初鋼 変動額油 = M変更油 - M当初油

M当初鋼, M当初油 = { p1 × D1 + p2 × D2 + + pm × Dm } × k
 × 105/100

M変更鋼, M変更油 = { p 1 × D1 + p 2 × D2 + + p m × Dm } × k
 × 105/100

M変更鋼, M変更油: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M当初鋼, M当初油: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p : 3.(4)の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 3.(6)の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率



3. 単品スライド額の算定

(1) スライド額の算定範囲

主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更は行わない。

(2) 単品スライド額の算定

単品スライドのみを実施する工事(部分払、全体スライドはなし)

材料の変動額 - 最終請負代金額 × 1 / 100

請負代金額の部分払をした工事

材料の変動額 - (最終請負代金額 - 出来形部分等に対応する請負代金相当額) × 1 / 100

今後既済部分検査を行い部分払を行う工事

過去に部分払をした場合

材料の変動額 - (最終請負代金額 - 過去の出来形部分等に対応する請負代金相当額) × 1 / 100

過去に部分払いをしていない場合

材料の変動額 - 最終請負代金額 × 1 / 100

単品スライドと全体スライドをあわせて行う工事

材料の変動額 - (請負代金額 - 変動後の残工事代金額) × 1 / 100

単品スライドの対象材料の使用時期が全体スライドの基準日以降の場合は、乙への過度なリスクの負担を軽減するため「(請負代金額 - 変動後の残工事代金額) × 1 / 100」は0とする。

スライド額の算定

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

$$\cdot M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

$$\cdot M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

M_{変更鋼}, M_{変更油} : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M_{当初鋼}, M_{当初油} : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p : 3.(4)の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 3.(6)の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 2.に規定する請負代金額

(3) 価格変動後の適用材料の金額

「実勢価格による価格変動後の対象材料の金額(消費税を含む)」と「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」を比較し安価な金額を採用

なお、乙が実際に購入した代金額を採用する場合は落札率はかけない。

乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額

各対象材料の実際の購入数量が「(6)対象数量の算出」に規定する対象数量以下の場合

・ 乙が実際に購入した際の代金額

各対象材料の実際の購入数量が「(6)対象数量の算出」に規定する対象数量を上回る場合

・ 当該対象数量 / 実際の購入数量 × 実際に購入した価格
燃料油に該当する各対象材料のうち主たる用途以外に用いた場合

・ 主たる用途に用いた材料の数量

× (4) のイ平均価格(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月における実勢価格の平均価格)



(4) 価格変動後の材料単価

実勢価格(官積算単価)による価格変動後の材料単価
鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格
複数月に現場へ搬入した場合は、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格

燃料油

イ. 対象材料に係る必要な証明書類が全て提出された場合

- ・ 各対象材料を購入した月の実勢価格
- ・ 複数月に購入した場合は、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格

ロ. 対象材料に係る必要な証明書類が提出されない材料がある場合

- ・ 証明書類が提出されない材料の単価は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月における実勢価格の平均価格とする。

及び のイに規定する各対象材料の搬入又は購入の月及び数量

工事材料の検査又は確認(工事請負契約書第13条第2項)の際に把握された月及び数量とする。

当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

(5) 価格変動前の材料単価

設計時点における材料単価

全体スライドの基準日以降に単品スライドを適用する場合は、当該基準日における材料単価

(6) 対象数量の算出

スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」)は、以下とする。

設計図書(営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量
数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量
その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

請負代金の部分払をした工事

4. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、上記の対象数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

(7) 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

乙が単品スライド条項の適用を請求したとき

乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求める。

乙が必要な証明書類を提出しない場合

対象材料についての規定事項を確認できないことから、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしない。

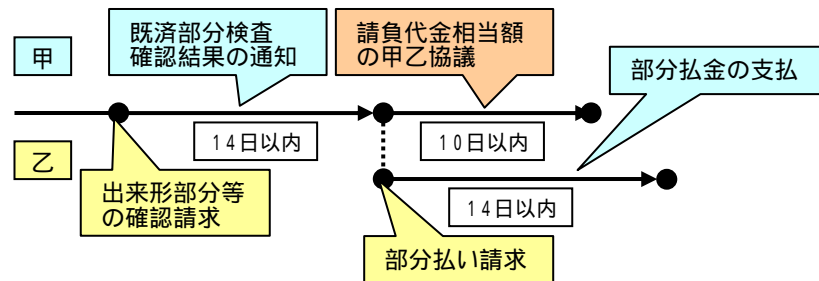
燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合

主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求める。

この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても(6)の対象数量とすることができる。

4. 部分払時の取扱

請負代金の部分払のための既済部分検査(工事請負契約書第37条第3項)に基づき、に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載する。



5. 部分引渡し

工事請負契約書第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事
当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

6. 請負代金額の変更手続

単品スライド条項に請負代金額の変更請求

残工期(部分引渡しにおける工期も含む)が2ヶ月以上ある場合に行うことができる。

なお、工期末が平成20年9月30日以前である工事についての請負代金額の変更請求は、7月30日までとする。

協議開始の日

「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、請求があった日から7日以内に乙に通知する。

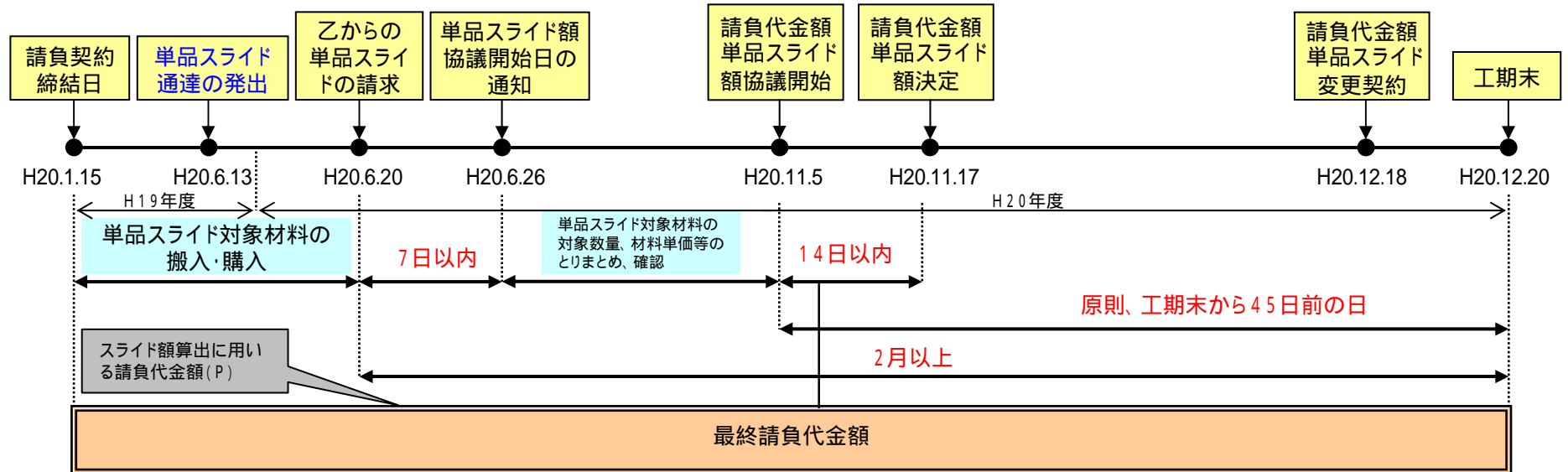
スライド額の契約変更

工期末に行うことができる。



5. 単品スライド手続フロー

単品スライドのみを実施する工事(部分払、全体スライドはなし)



単品スライド対象材料の変動額を算出

材料の変動額

$$= (\text{変動後の材料の金額} - \text{変動前の材料の金額}) \times \text{落札率} \times \text{消費税}$$

価格変動後の材料の金額

実勢価格による価格変動後の材料の金額

- ・ 各対象材料を搬入・購入した月の実勢価格により算出

- ・ 複数月に搬入・購入した場合は、各搬入・購入月の実勢価格を搬入・購入月毎の数量で加重平均した価格により算出

「実勢価格による価格変動後の対象材料の金額」と「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」を比較し、安価な金額を採用

変動前の材料の金額

各対象材料の設計時点での価格

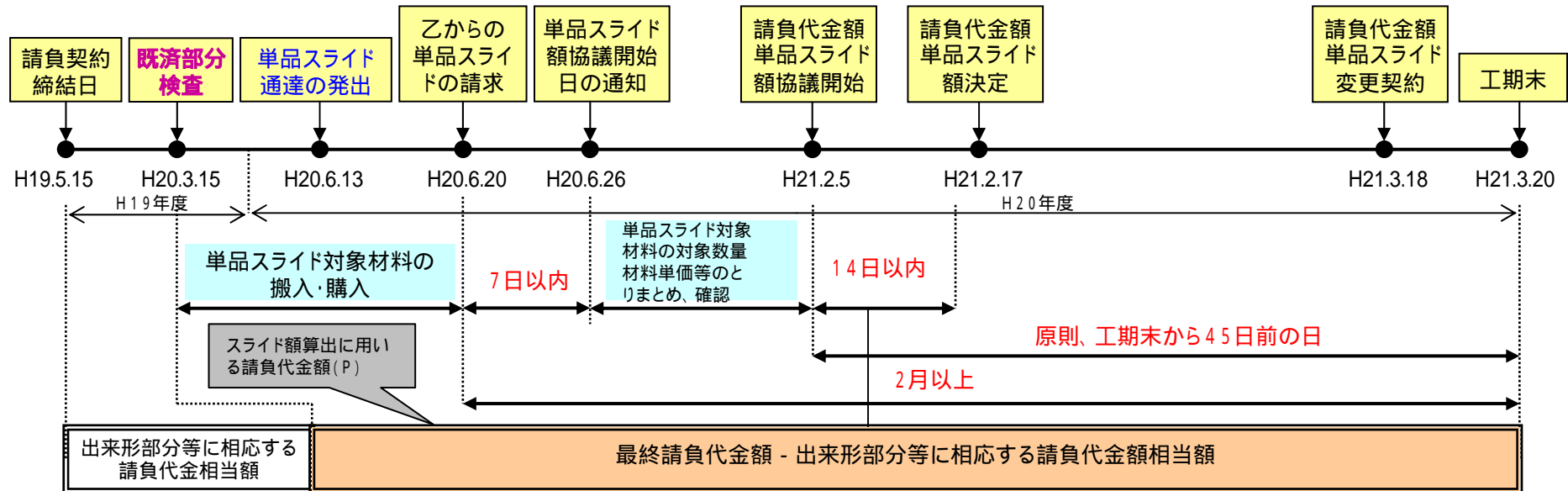
単品スライド額の算出

単品スライド額

$$= \text{材料の変動額} - \text{最終請負代金額} \times 1 / 100$$



既済部分検査を実施している工事で単品スライドを適用する場合



単品スライド対象材料の変動額を算出

材料の変動額

$$= (\text{変動後の材料の金額} - \text{変動前の材料の金額}) \times \text{落札率} \times \text{消費税}$$

価格変動後の材料の金額

実勢価格による価格変動後の材料の金額

- 各対象材料を搬入・購入した月の実勢価格により算出

- 複数月に搬入・購入した場合は、各搬入・購入月の実勢価格を搬入・購入月毎の数量で加重平均した価格により算出

「実勢価格による価格変動後の対象材料の金額」と「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」を比較し安価な金額を採用

変動前の材料の金額

各対象材料の設計時点での価格

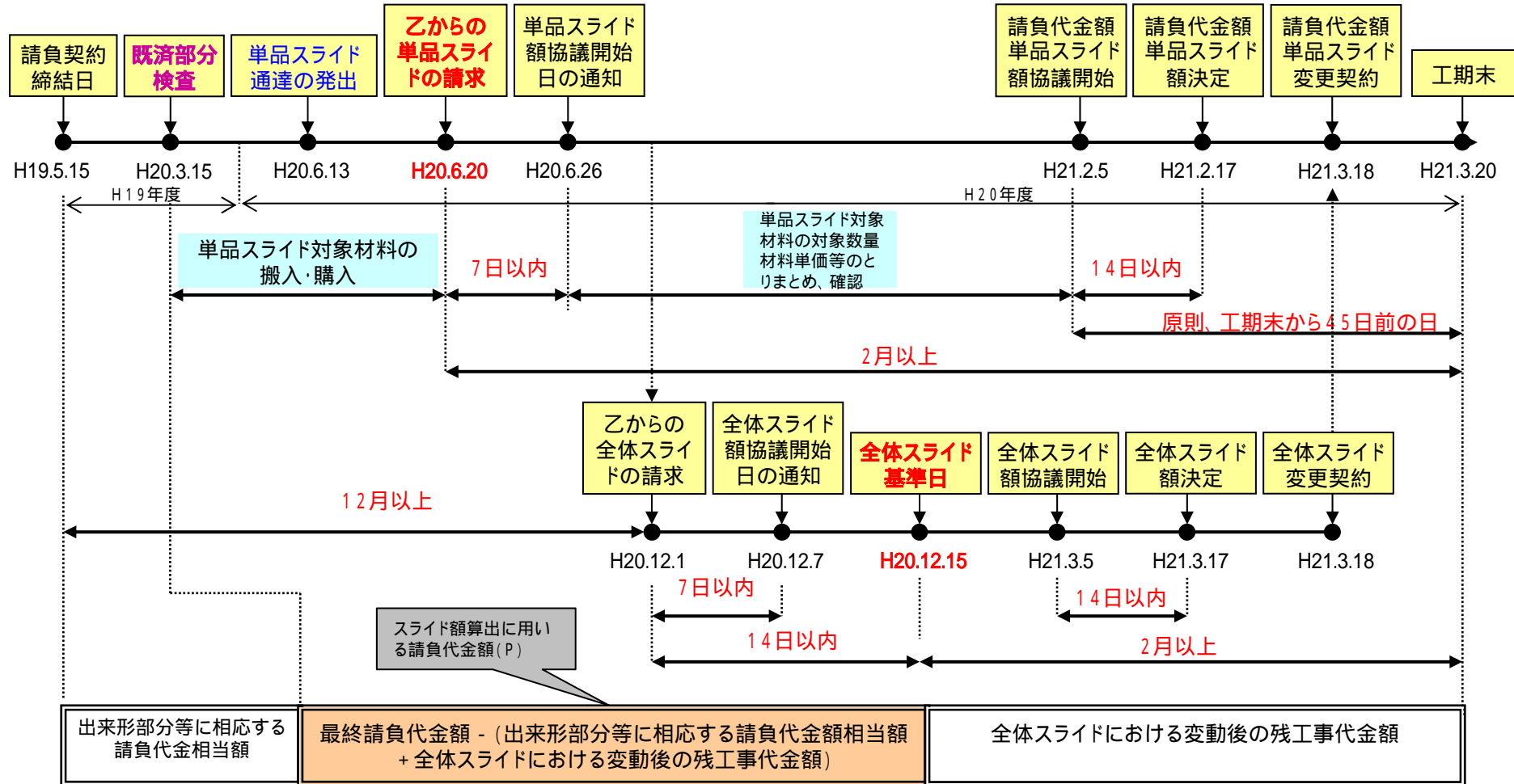
単品スライド額の算出

単品スライド額

$$= \text{材料の変動額} - (\text{最終請負代金額} - \text{出来形部分等に相応する請負代金相当額}) \times 1 / 100$$



単品スライドと全体スライドをあわせて適用する工事





単品スライド対象材料の変動額を算出

材料の変動額

$$= (\text{変動後の材料の金額} - \text{変動前の材料の金額}) \times \text{落札率} \times \text{消費税}$$

価格変動後の材料の金額

実勢価格による価格変動後の材料の金額

- ・各対象材料を搬入・購入した月の実勢価格により算出
- ・複数月に搬入・購入した場合は、各搬入・購入月の実勢価格を搬入・購入月毎の数量で加重平均した価格により算出

「実勢価格による価格変動後の対象材料の金額」と「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」を比較し安価な金額を採用
実際に購入した際の代金額」を比較し安価な金額を採用

変動前の材料の金額

各対象材料の設計時点での価格

単品スライド額の算出

単品スライド額

$$= \text{材料の変動額} - \{ \text{最終請負代金額} - (\text{出来形部分等に相応する請負代金額相当額} + \text{全体スライドにおける変動後の残工事代金額}) \} \times 1 / 100$$

全体スライドにおける変動後の残工事代金額

変動後(基準日)の賃金又は価格を基礎として算出した残工事代金額



6. 単品スライド額算出事例(橋梁下部工事)

工事に係る諸元

工事概要

橋台2基(深礎)、橋脚4基(深礎)、土工1式
 工期:H20年1月15日~H21年3月31日
 予定価格:600,000,000円(税抜き)
 請負代金額:510,000,000円(税抜き)
 落札率:85%(最終落札率)
 最終請負代金額:520,000,000円(税抜き)

単品スライド請求品目
鋼材類(鉄筋)

基本的な例

単品スライド対象品目の現場への搬入状況

鉄筋の搬入時期及び搬入月実勢価格

総搬入量:300t(甲の設計数量も同じ場合)

[ケース1]搬入時期:2月、3月、4月、5月

	1月	2月	3月	4月	5月
鉄筋実勢価格 (円/t)	74,000	80,000	91,000	97,000	108,000
請負者の購入 価格(円/t)		81,000	92,000	98,000	109,000
搬入数量(t)		60	60	90	90

実勢価格による**変動後の単価**

各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で**加重平均した価格**
 $(80,000 \times 60 + 91,000 \times 60 + 97,000 \times 90 + 108,000 \times 90) / 300$
 $= 28,710,000 / 300 = 95,700 \text{円/t}$

請負者の購入価格による**変動後の金額(税込み)**

各搬入月の実購入価格に搬入月ごとの搬入数量を乗じて算出
 $(81,000 \times 60 + 92,000 \times 60 + 98,000 \times 90 + 109,000 \times 90) \times 1.05$
 $= 30,460,500 \text{円}$

変動額の算定

変動額

(価格変動後の鉄筋の金額 - 価格変動前の鉄筋の金額)
 \times 落札率 \times 消費税

価格変動前の鉄筋の金額

実勢価格の契約月(1月)単価74,000円/t
 変動前の鉄筋の金額

$\cdot 74,000 \text{円/t} \times 300 \text{t} \times 0.85 \times 1.05 = 19,813,500 \text{円}$

価格変動後の鉄筋の金額

実勢価格による変動後の金額

$\cdot 95,700 \text{円/t} \times 300 \text{t} \times 0.85 \times 1.05 = 25,623,675 \text{円}$

請負者の購入価格による変動後の金額

$\cdot 30,460,500 \text{円}$

及び の安価な方を採用することから、 を採用

変動額

$(25,623,675 - 19,813,500) = 5,810,175 \text{円}$

スライド額

変動額 - 最終請負代金額 $\times 1 / 100$

$= 5,810,175 - (546,000,000 \times 1 / 100)$

$= 350,175 \text{円}$

単品スライド額として変更

本請負金額の場合、落札率が80%未満であれば適用不可能



参考：関連工事請負契約書条文

工事請負契約書 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

(全体スライド条項)

1. 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2. 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下同じ)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
3. 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
4. 第1項の規定による諸表は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の条項に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

(単品スライド条項)

5. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

(インフレ条項)

6. 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

(共通)

7. 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
8. 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。



工事請負契約書 第29条(不可抗力による損害)

1. 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
2. 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を行ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
3. 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
4. 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、**当該損害の額**(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。) **及び当該損害の取方付けに要する費用の額の合計額**(以下「損害合計額」)のうち**請負代金額の100分の1を超える額を負担**しなければならない。
5. 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算出する。
 - 一 工事の目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額により少額であるものについては、その修繕費の額とする。
6. 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累計した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「当該損害の取方付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り方付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。



工事請負契約書 第31条(検査及び引渡し)

1. 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
2. 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、**工事**の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、**工事目的物**を最小限度破壊して検査することができる。
3. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙負担とする。
4. 甲は、第2項の検査によって**工事**の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該**工事目的物**の引渡しを受けなければならない。
5. 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該**工事目的物**の引渡しを**請負代金**の支払の完了と同時にを行うことを要求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
6. 乙は、**工事**が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を**工事**の完成とみなして前5項の規定を適用する。

工事請負契約書 第32条(請負代金の支払)

1. 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、**請負代金**の支払を請求することができる。
2. 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に**請負代金**を支払わなければならない。
3. 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」)の日数から差し引くものとする。
この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。



工事請負契約書 第37条(部分払い)

1. 乙は、工事完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料[及び製造工場等にある工場製品](第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより**部分払いを請求することができる**。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。
2. 乙は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料[又は製造工場等にある工場製品]の確認を甲に請求しなければならない。
3. 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立ち会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
4. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
5. 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、**部分払を請求することができる**。この場合においては、甲は、当該請求を受け日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6. 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をしたときから10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額

$$\text{第1項の請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

7. 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払いを請求する場合には、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

工事請負契約書 第38条(部分引渡し)

1. 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、**第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。**
2. 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、**指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める**。ただし、甲が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額}$$

$$\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$



工事請負契約書 第13条(工事材料の品質 及び検査等)

1. 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。
2. 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
3. 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
負担とする。
4. 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
5. 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。